

令和5年度補正予算 小規模事業者持続化補助金「災害支援枠(令和6年能登半島地震)」
 公募要領 第1版からの変更点

No	頁	公募要領 第2版	公募要領 第1版
1	表紙	第2版：令和6年2月1日	令和6年1月25日版
2	表紙	(申請書類一式の郵送による提出先・お問い合わせ先) 石川県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金地方事務局 富山県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金地方事務局 福井県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金地方事務局 新潟県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金地方事務局	(申請書類一式の郵送による提出先・お問い合わせ先) 石川県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金地方事務局 富山県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金地方事務局 新潟県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金地方事務局 福井県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金地方事務局
3	表紙裏	石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等	石川県、富山県、新潟県、福井県に所在する令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等
4	表紙裏	◇商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者については、別途、商工会議所地区小規模事業者持続化補助金事務局（運営：日本経営データ・センター）が作成・公表する公募要領をご覧のうえ、 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金事務局 に申請してください（全国商工会連合会への申請はできません。）	◇商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者については、別途、商工会議所地区小規模事業者持続化補助金事務局（運営：日本経営データ・センター）が作成・公表する公募要領をご覧のうえ、 地域の商工会議所 に申請してください（全国商工会連合会への申請はできません。）

5	2	<p>I. 本事業の目的と補助対象者</p> <p>1. 本事業の目的</p> <p>令和6年能登半島地震による災害（令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第五号）により指定された特定非常災害をいう。（以下「令和6年能登半島地震」という。））による被災区域4県（石川県、富山県、福井県、新潟県）においては、多くの小規模事業者が、生産設備や販売拠点の流出・損壊や、顧客や販路の喪失という状況に直面しています。</p>	<p>I. 本事業の目的と補助対象者</p> <p>1. 本事業の目的</p> <p>令和6年能登半島地震による災害（令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第五号）により指定された特定非常災害をいう。（以下「令和6年能登半島地震」という。））による被災区域4県（石川県、富山県、新潟県、福井県）においては、多くの小規模事業者が、生産設備や販売拠点の流出・損壊や、顧客や販路の喪失という状況に直面しています。</p>								
6	12	<p>3. 補助率等</p> <p>本事業の補助率等は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="275 842 1151 1310"> <tr> <td data-bbox="275 842 367 1214">補助率</td> <td data-bbox="367 842 1151 1214"> <p>○補助対象経費の3分の2以内</p> <p>○P. 2 2. (1) ①の申請者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額</p> <p>1. 過去数年以内に発生した災害（※1）で被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者</p> <p>① 事業用資産への被災が証明できる事業者</p> <p>②災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者</p> <p>2. 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者</p> <p>3. 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者</p> <p>(※1)過去数年以内に発生した災害とは、過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 1214 367 1310">補助上限額</td> <td data-bbox="367 1214 1151 1310"> <p>①200万円（自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者）</p> <p>②100万円（間接的（売上減少）な被害があった事業者）</p> </td> </tr> </table>	補助率	<p>○補助対象経費の3分の2以内</p> <p>○P. 2 2. (1) ①の申請者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額</p> <p>1. 過去数年以内に発生した災害（※1）で被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者</p> <p>① 事業用資産への被災が証明できる事業者</p> <p>②災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者</p> <p>2. 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者</p> <p>3. 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者</p> <p>(※1)過去数年以内に発生した災害とは、過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。</p>	補助上限額	<p>①200万円（自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者）</p> <p>②100万円（間接的（売上減少）な被害があった事業者）</p>	<p>3. 補助率等</p> <p>本事業の補助率等は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1182 842 2058 1310"> <tr> <td data-bbox="1182 842 1274 1214">補助率</td> <td data-bbox="1274 842 2058 1214"> <p>○補助対象経費の3分の2以内</p> <p>○2. (1) ①の申請者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額</p> <p>1. 過去数年以内に発生した災害（※1）で被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者</p> <p>① 事業用資産への被災が証明できる事業者</p> <p>②災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者</p> <p>2. 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者</p> <p>3. 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者</p> <p>(※1)過去数年以内に発生した災害とは、過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1214 1274 1310">補助上限額</td> <td data-bbox="1274 1214 2058 1310"> <p>①200万円（自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者）</p> <p>②100万円（間接的（売上減少）な被害があった事業者）</p> </td> </tr> </table>	補助率	<p>○補助対象経費の3分の2以内</p> <p>○2. (1) ①の申請者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額</p> <p>1. 過去数年以内に発生した災害（※1）で被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者</p> <p>① 事業用資産への被災が証明できる事業者</p> <p>②災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者</p> <p>2. 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者</p> <p>3. 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者</p> <p>(※1)過去数年以内に発生した災害とは、過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。</p>	補助上限額	<p>①200万円（自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者）</p> <p>②100万円（間接的（売上減少）な被害があった事業者）</p>
補助率	<p>○補助対象経費の3分の2以内</p> <p>○P. 2 2. (1) ①の申請者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額</p> <p>1. 過去数年以内に発生した災害（※1）で被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者</p> <p>① 事業用資産への被災が証明できる事業者</p> <p>②災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者</p> <p>2. 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者</p> <p>3. 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者</p> <p>(※1)過去数年以内に発生した災害とは、過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。</p>										
補助上限額	<p>①200万円（自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者）</p> <p>②100万円（間接的（売上減少）な被害があった事業者）</p>										
補助率	<p>○補助対象経費の3分の2以内</p> <p>○2. (1) ①の申請者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額</p> <p>1. 過去数年以内に発生した災害（※1）で被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者</p> <p>① 事業用資産への被災が証明できる事業者</p> <p>②災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者</p> <p>2. 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者</p> <p>3. 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者</p> <p>(※1)過去数年以内に発生した災害とは、過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。</p>										
補助上限額	<p>①200万円（自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者）</p> <p>②100万円（間接的（売上減少）な被害があった事業者）</p>										

7	30	<p>III. 応募時提出資料</p> <p><u>用紙サイズはA4で統一し、左上1か所でクリップ止めしてください。(ホチキス止めは不可)</u></p> <p><u>自身で用意できた提出物の□に☑チェックを付けて確認をお願いします。</u></p> <p>※提出書類等の作成・送付に係る費用は補助対象外であり、応募者の方にご負担いただきます。申請書類等の返却はしません。</p> <p>※必須提出書類の提出がない場合は失格とします。</p> <p><u>CD-ROM、USB メモリ等の電子媒体に保存いただいた電子データをもとに、採択審査を行います。(電子媒体の送付がない場合は、採択審査ができません)</u></p> <p>※様式1、様式2の電子データをご提出ください。</p> <p>※電子データは各様式の押印前のもので構いません。</p>	<p>III. 応募時提出資料</p> <p><u>用紙サイズはA4で統一し、左上1か所でクリップ止めしてください。(ホチキス止めは不可)</u></p> <p><u>自身で用意できた提出物の□に☑チェックを付けて確認をお願いします。</u></p> <p>※提出書類等の作成・送付に係る費用は補助対象外であり、応募者の方にご負担いただきます。申請書類等の返却はしません。</p> <p>※必須提出書類の提出がない場合は失格とします。</p> <p><u>CD-ROM、USB メモリ等の電子媒体に保存いただいた電子データをもとに、採択審査を行います。(電子媒体の送付がない場合は、採択審査ができません)</u></p> <p>※様式1、様式1-1、様式2、様式2-1の電子データをご提出ください。</p> <p>※電子データは各様式の押印前のもので構いません。</p>										
8	30	<p>【応募者全員が提出】</p> <table border="1" data-bbox="273 1110 1158 1345"> <tr> <td data-bbox="273 1110 636 1345"> <p>【個人事業主の場合】 直近の確定申告書 『第一表、第二表、及び 収支内訳書（1・2面） もしくは第一表、第二表</p> </td> <td data-bbox="636 1110 725 1345"> <p>写し 1部 【必須】</p> </td> <td data-bbox="725 1110 1048 1345"> <p>◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請時の段階で開業していることがわかる開業届を提出してください</p> </td> <td data-bbox="1048 1110 1099 1345">□</td> <td data-bbox="1099 1110 1158 1345">□</td> </tr> </table>	<p>【個人事業主の場合】 直近の確定申告書 『第一表、第二表、及び 収支内訳書（1・2面） もしくは第一表、第二表</p>	<p>写し 1部 【必須】</p>	<p>◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請時の段階で開業していることがわかる開業届を提出してください</p>	□	□	<p>【応募者全員が提出】</p> <table border="1" data-bbox="1176 1110 2065 1345"> <tr> <td data-bbox="1176 1110 1538 1345"> <p>【個人事業主の場合】 直近の確定申告書 『第一表、第二表、及び 収支内訳書（1・2面） もしくは第一表、第二表</p> </td> <td data-bbox="1538 1110 1628 1345"> <p>写し 1部 【必須】</p> </td> <td data-bbox="1628 1110 1951 1345"> <p>◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請時の段階で開業していることがわかる開業届を提出してください</p> </td> <td data-bbox="1951 1110 2002 1345">□</td> <td data-bbox="2002 1110 2065 1345">□</td> </tr> </table>	<p>【個人事業主の場合】 直近の確定申告書 『第一表、第二表、及び 収支内訳書（1・2面） もしくは第一表、第二表</p>	<p>写し 1部 【必須】</p>	<p>◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請時の段階で開業していることがわかる開業届を提出してください</p>	□	□
<p>【個人事業主の場合】 直近の確定申告書 『第一表、第二表、及び 収支内訳書（1・2面） もしくは第一表、第二表</p>	<p>写し 1部 【必須】</p>	<p>◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請時の段階で開業していることがわかる開業届を提出してください</p>	□	□									
<p>【個人事業主の場合】 直近の確定申告書 『第一表、第二表、及び 収支内訳書（1・2面） もしくは第一表、第二表</p>	<p>写し 1部 【必須】</p>	<p>◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請時の段階で開業していることがわかる開業届を提出してください</p>	□	□									

	及び所得税青色申告決算書（1～4面）』（税務署受付印のあるもの）又は開業届（税務署受付印のあるもの）		い。 ◇開業してから決算期を1回以上迎えている場合には、所得額に関わらず確定申告書を提出してください。 ◇確定申告書を書面提出した方で表紙に受付印がない場合には、税務署が発行する、「納税証明書（所得金額の証明書写し）」を追加で提出してください。 ◇電子申告をした方は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを受付印の代用として添付してください。			及び所得税青色申告決算書（1～4面）』（税務署受付印のあるもの）又は開業届（税務署受付印のあるもの）		い。 ◇開業してから決算期を1回以上迎えている場合には、所得額に関わらず確定申告書を提出してください。 ◇確定申告書を書面提出した方で表紙に受付印がない場合には、税務署が発行する、「納税証明書（所得金額の証明書：コピー不可）」を追加で提出してください。 ◇電子申告をした方は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを受付印の代用として添付してください。		
	【特定非営利活動法人の場合】 ①貸借対照表および活動報告書（直近1期分） ②現在事項全部証明書ま	①③ は写し1部 【必	◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、①③に代えて、「公益法人等収益事業開始申告書」の写しを提出して	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【特定非営利活動法人の場合】 ①貸借対照表および活動報告書（直近1期分）	①③ は写し1部	◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、①③に代えて、「公益法人等収益事業開始申告	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

		<p>た は履歴事項全部証明書 ③法人税確定申告書（別表一（受付印のある用紙）および別表4（所得の簡易計算））（直近1期分）</p>	<p>【必須】 ②は原本1部【必須】</p>	<p>ください。 ◇開業してから決算期を1回以上迎えている場合には、法人税確定申告書（受付印有り）を提出してください。 ◇確定申告書を书面提出した方で表紙に受付印がない場合には、税務署が発行する、「納税証明書（所得金額の証明書写し）」を追加で提出してください。 ◇「②現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」は、申請書の提出日から3か月以内の日付のもの（原本）が必要です。</p>			<p>②現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 ③法人税確定申告書（別表一（受付印のある用紙）および別表4（所得の簡易計算））（直近1期分）</p>	<p>【必須】 ②は原本1部【必須】</p>	<p>書」の写しを提出してください。 ◇開業してから決算期を1回以上迎えている場合には、法人税確定申告書（受付印有り）を提出してください。 ◇確定申告書を书面提出した方で表紙に受付印がない場合には、税務署が発行する、「納税証明書（所得金額の証明書：コピー不可）」を追加で提出してください。 ◇「②現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」は、申請書の提出日から3か月以内の日付のもの（原本）が必要です。</p>		
9	42	<p>※商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者については、別途、商工会議所地区小規模事業者持続化補助金事務局（運</p>			<p>※商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者については、別途、商工会議所地区小規模事業者持続化補助金事務局（運営：</p>						

	営：日本経営データ・センター) が作成・公表する公募要領をご覧のうえ、 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金事務局 に申請してください。	日本経営データ・センター) が作成・公表する公募要領をご覧のうえ、 地域の商工会議所 に申請してください。
--	--	--

以上